

東京都農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

27 産労農振第 209 号

平成 27 年 4 月 23 日

第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

(1) 区部地域

①現況

本地域は、都の東部に位置し一部を除いては、ほぼ平坦な地形である。農地は分散しており、生産緑地面積が高い割合を示している。東部ではコマツナ、エダマメ、ホウレンソウ等露地野菜が生産されている。西部においてはキャベツ、ブロッコリー、ダイコン等の栽培が多く、近年は、施設を活用したトマト、キュウリ等の果菜類の栽培が増え、イチゴの栽培面積も増加傾向にある。

農住の混在化、担い手の高齢化や減少により、地域コミュニティが希薄になりつつある状況になっており地域の共同活動力が低下し、農用地等の農業資源の管理活動が低迷し困難化している。

一方、環境に配慮した農業に取り組む生産者が多く存在し、生産者の意識も高いことから、より一層の環境保全型農業の推進が必要となっている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、農業者と区や関係団体との協力体制を整備し、農業者団体等による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる各事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 北多摩地域

①現況

本地域は、北側は、関東ローム層に覆われる洪積台地で、南には多摩側流域の沖積地帯が広がっている。農地は、ほぼ市街化区域内農地であり、大半は、普通畑で、多摩川沿いには田もある。栽培作目は野菜が主体で、施設栽培のトマト、コマツナ、ホウレンソウ等、露地栽培のキャベツ、ニンジン、ブロッコリー等、また、果樹では、ナシ、ブドウ等の生産が行われ、南部では水稲も作付けされている。

担い手の高齢化や混住化等の進行により地域の共同活動力が低下し、農用地、農業用水路、農道等の農業資源の管理活動が低迷し困難化している。

また、農業生産活動が営まれる中で、その周辺の自然環境が形成されてきており、その保全を進めるためには、農業の生産の在り方を環境保全が重視されるものに転換していくことが必要となっている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、農業者と市や関係団体との協力体制を整備し、農業者団体等による法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる各事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 西多摩地域

①現況

本地域は、起伏の激しい山間部から平坦地へとつながる複雑な地形をなしている。大部分を占める山地は急峻であり、多摩川や秋川沿いには、狭小な河岸段丘がわずかに発達している。

主な農地は、農振農用地、市街化区域内の生産緑地である。栽培作目は野菜類では、トマト、ナス、パレイショ、果樹ではクリ、ユズ、花きではシクラメン、プリムラ類、また、山間部ではワサビも生産されている。

本地域では、高齢化が進み、担い手の高齢化や離農により、地域社会の活力が低下しつつあることから、対象組織が保全管理してきた農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能維持向上のため、施設の適正管理、ため池の泥上げ等、地域主体の保全管理の取組の強化がより一層重要となっている。

また、本地域の中山間部は、急傾斜地であり平坦部と比べて厳しい営農条件であることからより一層の支援を充実させる取組が必要となっている。

さらに、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境に配慮した農業の推進が求められている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、農業者と市町村や関係団体との協力体制を整備し、農業者団体等による法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(4) 南多摩地域

①現況

本地域は、北に秋川丘陵、西に関東山地、南に多摩丘陵と三方を丘陵や山地に囲まれた盆地上の地勢で、東は平坦部が関東平野に続いている。土地利用は、普通畑（園芸作物）、樹園地が多く水田は都内全水田面積の約半分である。ほとんどが市街化区域内農地で、その約7割が生産緑地である。農業算出額のうち野菜が約7割を占め、ホウレンソウ、コマツナなどの葉菜類をはじめ、根菜類、果菜類など多種多様な作目が栽培されており、稲は減農薬栽培米や酒米など、特徴のある稲作が行われている。

担い手の高齢化や減少により集落機能が低下し、共同活動の困難化に伴い、農業用水路の浚渫等の維持管理の負担が大きくなっている。

一方、先駆的に有機農業に取り組む農業者もあり、より一層の環境保全型農業の推進が必要とされている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、農業者と市や関係団体との協力体制を整備し、農業者団体等による法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる各事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(5) 島しょ地域

①現況

伊豆諸島は、富士火山帯に属する火山島で、新旧の溶岩、火山湖等の火山地形が見られる。管内の農業は、温暖な海洋性気候を生かし、花き類ではフェニクسس・ロベレニー、

レザーファンの切り葉、ブバルディア等の切花等、野菜ではアシタバ等の生産が行われている。

小笠原諸島は、海底火山の隆起によるものであり、平地に乏しく海岸部は断崖が多い。現在の主要な農作物は、亜熱帯気候を活かし、パッションフルーツ、マンゴー等の果樹類、ミニトマトなどの野菜類及び観葉植物の生産が行われている。

本地域では、全般的に後継者が少ない島が多く過疎化、高齢化の進行で集落機能の低下、耕作放棄地の増加が顕著であり、パイプライン等の農業用施設の維持管理に係る負担が担い手に集中している。

島しょ地域では、急傾斜で平坦部と比べて厳しい営農条件であることに加え、農業者の減少や耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念され、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動の継続的な実施を推進する事業の取組が必要となっている。

また、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業に取り組むことが必要となっている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、農業者と町村や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる各事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各区市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 都においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の対象となる区域が適切に包含され、農業者団体等による取組が幅広く実施されることとなるよう、区市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から区市町村内の利害関係者や都との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上での範囲が特定できるように設定することとする。

- 2 促進計画の目標について
事業計画の期間を踏まえ、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。
- 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について
法第3条第3項各号の事業のうち、当該区市町村において実施中、実施を推進する事業を記載することとする。
- 4 重点区域の区域
重点区域を定める場合には、適当な縮尺上でその区域が明確となるように設定することとする。
- 5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項
法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、第4の2の(1)により設置した連絡会を活用する場合は、その旨を記載することとする。また、区市町村の判断により、必要と認められる事項を記載することとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 第三者委員会に関する事項
法第3条第3項各号に掲げる事業に関する各種点検、効果の評価等に資することを目的として、第三者委員会を設置する。
- 2 都内における推進体制の整備に関する事項
 - (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進においては、農業者団体等による取組の効果的な促進を図るため、東京都、区市町村、東京都土地改良事業団体連合会等により構成する連絡会を設置し、事業を適切に実施できるよう関係者との連携の下、情報共有や定期的な打合せの開催等を行うこととする。
 - (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業の推進についても、(1)により設置した連絡会を必要に応じて活用できることとする。
- 3 関係者間における連携の確保に関する事項
農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等多くの関係者との連携の下に行われることから、都は、2の推進体制を活用しつつ、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催等を行われるよう、その推進に努めることとする。